

參考資料

(2) 気候

登別市は夏冬の温度差が少なく、夏は涼しく冬は厳しい冷え込みの少ない比較的
 温和な都市です。

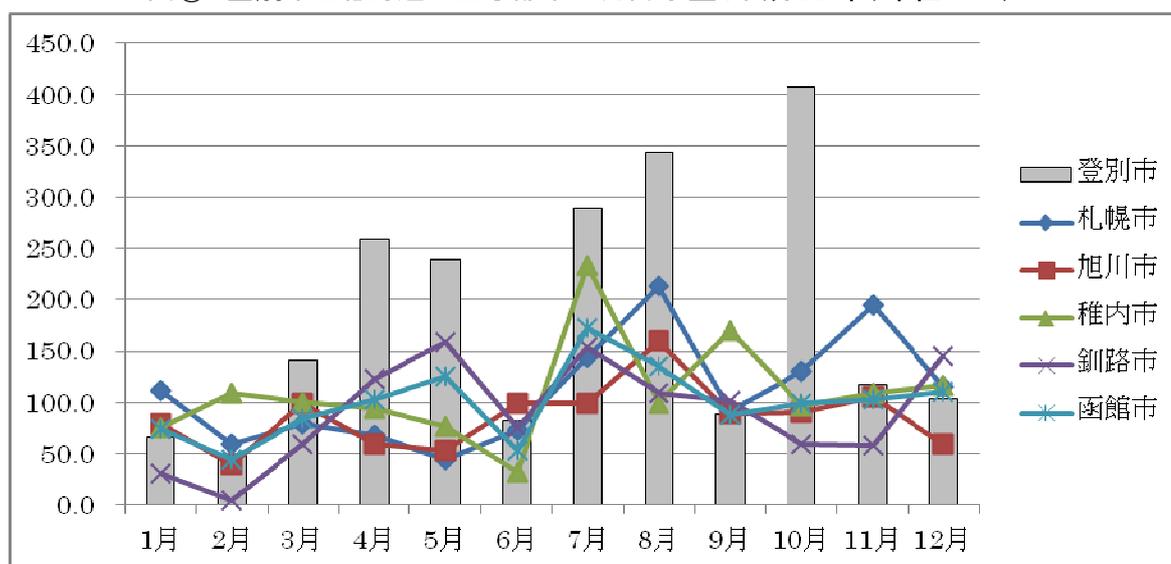
また、夏から秋にかけてしばしば集中豪雨に見舞われるため、年間降水量は全道
 的にもっとも多い市町村の1つです。オロフレ山系が連なり、地形がV字状になっ
 ていることが、雨を多く降らせる原因となっています。

表③ 登別市と北海道の主な都市の月平均気温(平成22年、単位:°C)

	登別市	札幌市	旭川市	稚内市	釧路市	函館市
1月	-3.6	-2.0	-5.1	-3.4	-3.6	-1.7
2月	-5.1	-3.2	-6.5	-4.9	-4.5	-2.7
3月	-2.1	-0.1	-2.6	-1.4	-0.9	0.4
4月	2.9	5.5	3.7	3.5	3.2	5.9
5月	9.1	12.2	11.3	7.3	7.7	11.1
6月	15.6	19.2	19.5	15.0	13.4	17.6
7月	19.7	22.1	22.1	18.1	17.3	22.4
8月	22.0	24.8	23.3	22.4	20.3	24.7
9月	17.7	20.0	17.3	18.4	17.6	20.1
10月	10.9	12.2	9.9	11.4	11.2	13.3
11月	4.8	5.9	2.9	4.8	5.2	6.7
12月	-0.5	0.6	-2.4	-1.1	0.9	1.5

(資料:気象庁)

図② 登別市と北海道の主な都市の月降水量(平成22年、単位:mm)



(資料:気象庁)

(3) 人口

高度経済成長をうけ、工業都市室蘭市の人口増加とともに本市の人口も増加し続けましたが、昭和 58（1983）年の 5 万 9 千人をピークに減少傾向にあります。

昭和 50（1975）年の 0～14 歳の人口（年少人口）は 13,026 人で、本市の当時の総人口 50,885 人の 25.6 %を占めていましたが、平成 17（2005）年には 6,509 人、総人口比 12.2 %まで減少しました。一方で、昭和 50（1975）年の 65 歳以上の人口（老年人口）は 2,762 人、総人口比 5.4 %程度でしたが、平成 17（2005）年には 13,065 人、総人口比 25.0 %まで増加しました。これらの人口データは、登別市が少子化・高齢化社会となっていることを如実に示しています。15～64 歳の人口（生産年齢人口）の総人口比に関しては、大きな変化はないものの若干の減少傾向にあり、少子化・高齢化の影響をうけ、今後も徐々に減少していくと考えられます。

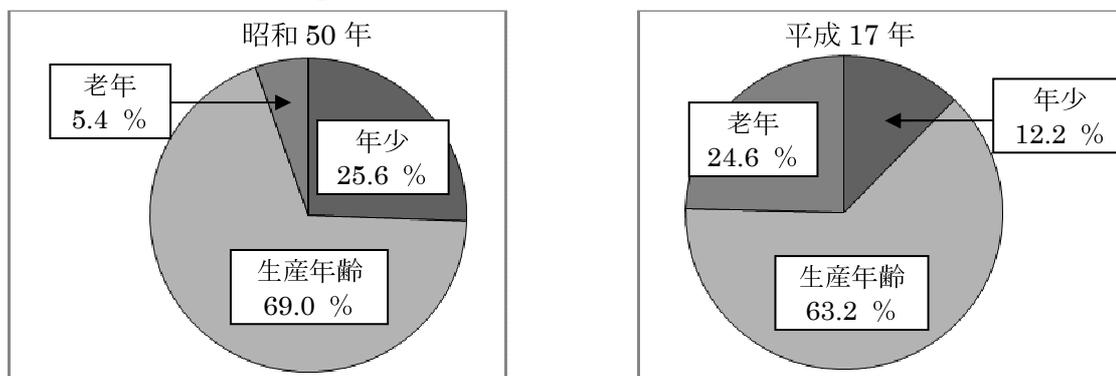
世帯数は核家族化の進行により増加傾向にありますが、世帯規模（1 世帯当たりの人数）は、少子化等の影響もあり大きく減少しております。

表④ 登別市の人口と世帯数の推移

区分	登別市の人口	0～14 歳の人口	15～64 歳の人口	65 歳以上の人口	世帯数	世帯規模 (人/世帯)
昭和 50 年	50,885 人	13,026 人	35,097 人	2,762 人	14,851 世帯	3.4 人
昭和 55 年	56,503 人	13,563 人	38,911 人	4,001 人	17,886 世帯	3.2 人
昭和 60 年	58,370 人	12,365 人	40,308 人	5,697 人	19,268 世帯	3.0 人
平成 2 年	55,571 人	9,598 人	38,670 人	7,293 人	19,539 世帯	2.8 人
平成 7 年	56,892 人	8,349 人	39,394 人	9,149 人	21,259 世帯	2.7 人
平成 12 年	54,761 人	7,291 人	36,369 人	11,097 人	21,641 世帯	2.5 人
平成 17 年	53,135 人	6,509 人	33,561 人	13,065 人	21,536 世帯	2.5 人
平成 22 年	52,279 人				24,963 世帯	2.1 人

（資料：国勢調査、政府統計の総合窓口）

図③ 昭和 50 年、平成 17 年の年齢別の人口比



(4) 産業

市の産業別就業者数を見ると、3次産業の割合が圧倒的に多く全体の73.4%を占めています。産業分類別で見ると、温泉を中心とした観光産業が発展しているためサービス業が41.4%と高く、そのほか卸売・小売業が17.6%となっています。

表⑤ 産業別就業者数

区 分		人数 [人]	構成比 [%]
総 数		23,026	100.0
1次産業	農業	150	0.7
	林業	7	0.0
	漁業・水産養殖	97	0.4
2次産業	鉱業	8	0.0
	建設業	2,986	13.0
	製造業	2,868	12.5
3次産業	卸売・小売業	4,049	17.6
	金融・保険業	414	1.8
	不動産業	95	0.4
	運輸・通信業	1,441	6.3
	電気・ガス・水道業	134	0.6
	サービス業	9,542	41.4
	公務	1,227	5.3
分類不能		8	0.0

(資料:平成17年国勢調査、登別市総務部)

(5) 上水道

市の上水道は戦後に始まり、人口増加や産業の発達により、飲料水や工業用水の需要が増大し拡張工事が進められました。近年は地震等の有事の際でもライフラインを確保できるよう、管路の整備や浄水場・配水池の整備を図っております。平成21(2009)年度末で普及率98.45%、年間給水量4,225,552m³となっています。

表⑥ 上水道給水量の状況(平成22年3月31日現在)

行政区域内 人口 [人] (A)	給水人口 [人] (B)	普及率 [%] (B/A)	給水量 [m ³]		
			年間	1日平均	1人1日平均
52,199	51,391	98.45	4,225,552	11,577	0.225

(資料:登別市都市整備部)

(6) 簡易水道

市の簡易水道事業は、昭和 22 (1947) 年から昭和 56 (1981) 年度にかけ、営農用水として飲雑用水の整備を実施してきました。その後、給水人口が 100 人を超えることから、水道法に定める簡易水道事業への移管に向けて、平成 6 (1994) 年から平成 9 (1997) 年度の 4 年間に、道営事業 527,000 千円の費用を投じて施設整備を行い、平成 8 (1996) 年度に事業認可されました。平成 10 (1998) 年 4 月 1 日から供用開始されましたが、地方財政法の規定により、平成 11 (1999) 年度「登別市簡易水道事業特別会計」を設置し、事業や運営体制を明確にしました。

平成 21 (2009) 年度末の使用状況及び給水量は次のとおりです。

表⑦ 簡易水道の使用状況及び給水量(平成 22 年 3 月 31 日現在)

区 分		給 水 栓 数				
使用者事業所	給水戸数	家事用	営農用	併用	事業用	合計
農 業	53	26	19	29	2	76
一 般	19	19	0	0	0	19
事 業	22	0	0	0	25	25
合 計	94	45	19	29	27	120
給 水 量		6,801	21,221	32,404	33,593	94,019

(資料:登別市都市整備部)

(7) 下水道

市の下水道事業は、昭和 56 (1981) 年に事業認可を受け事業に着手し、その後平成 2 (1990) 年の若山浄化センターの運転とともに幌別地区の一部で下水道を供用開始しました。地域の特性や経済性の観点から、市域を下水道による集合処理区域と合併処理浄化槽による個別処理区域に分け整備することとしています。集合処理区域の整備状況は、平成 21 (2009) 年度において、管渠延長 8,077 m にわたり整備を行い、この結果、下水道処理人口普及率は 95.0 %となりました。

表⑧ 公共下水道整備事業(平成 22 年 3 月 31 日現在)

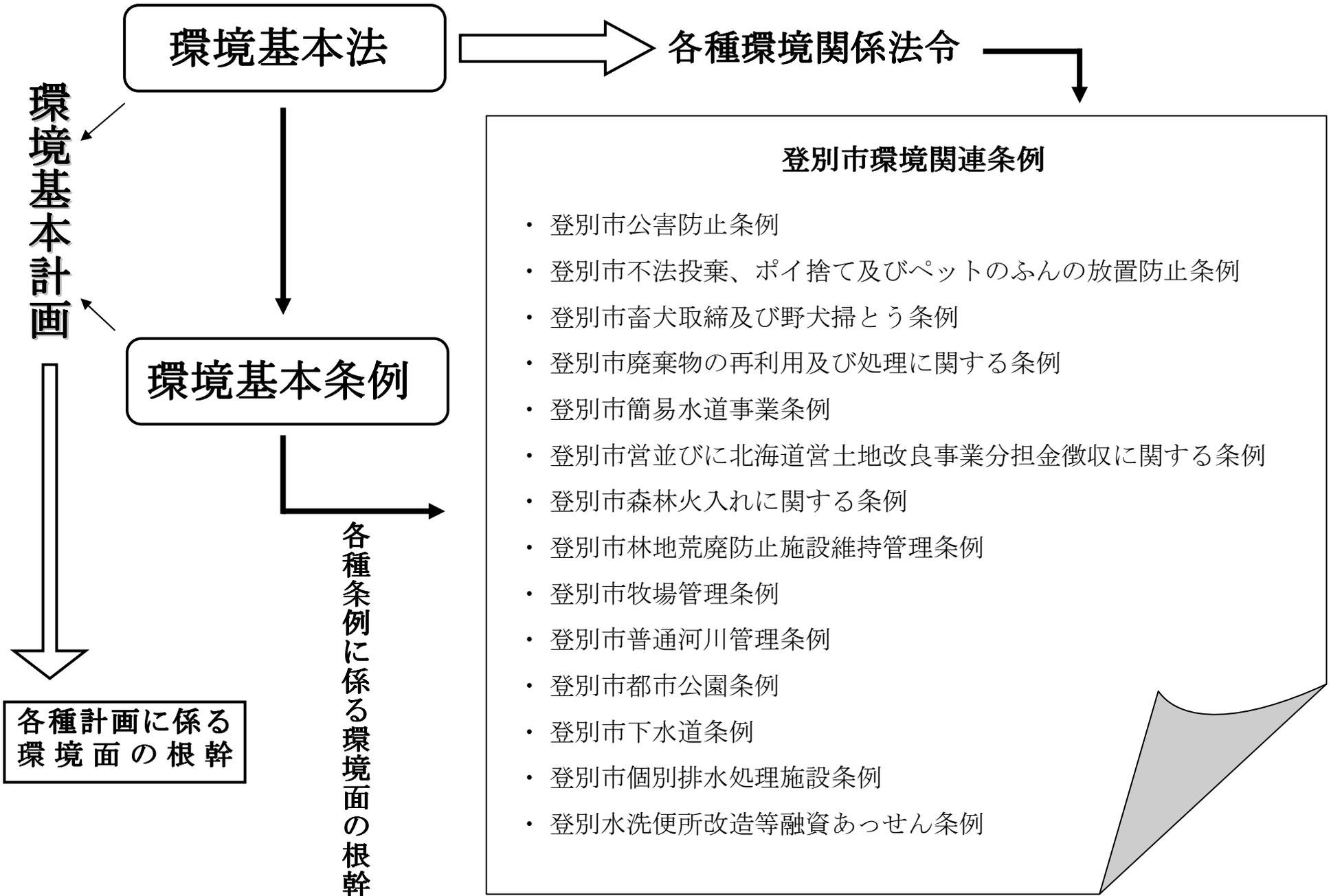
項 目		単 位	実 績
行政区域内人口	A	人	52,199
供用開始人口	B	人	49,615
普 及 率	B/A	%	95.0
水 洗 化 人 口	C	人	40,689
水 洗 化 率	C/B	%	82.0
供用開始面積		ha	1,114.3

(資料:登別市都市整備部)

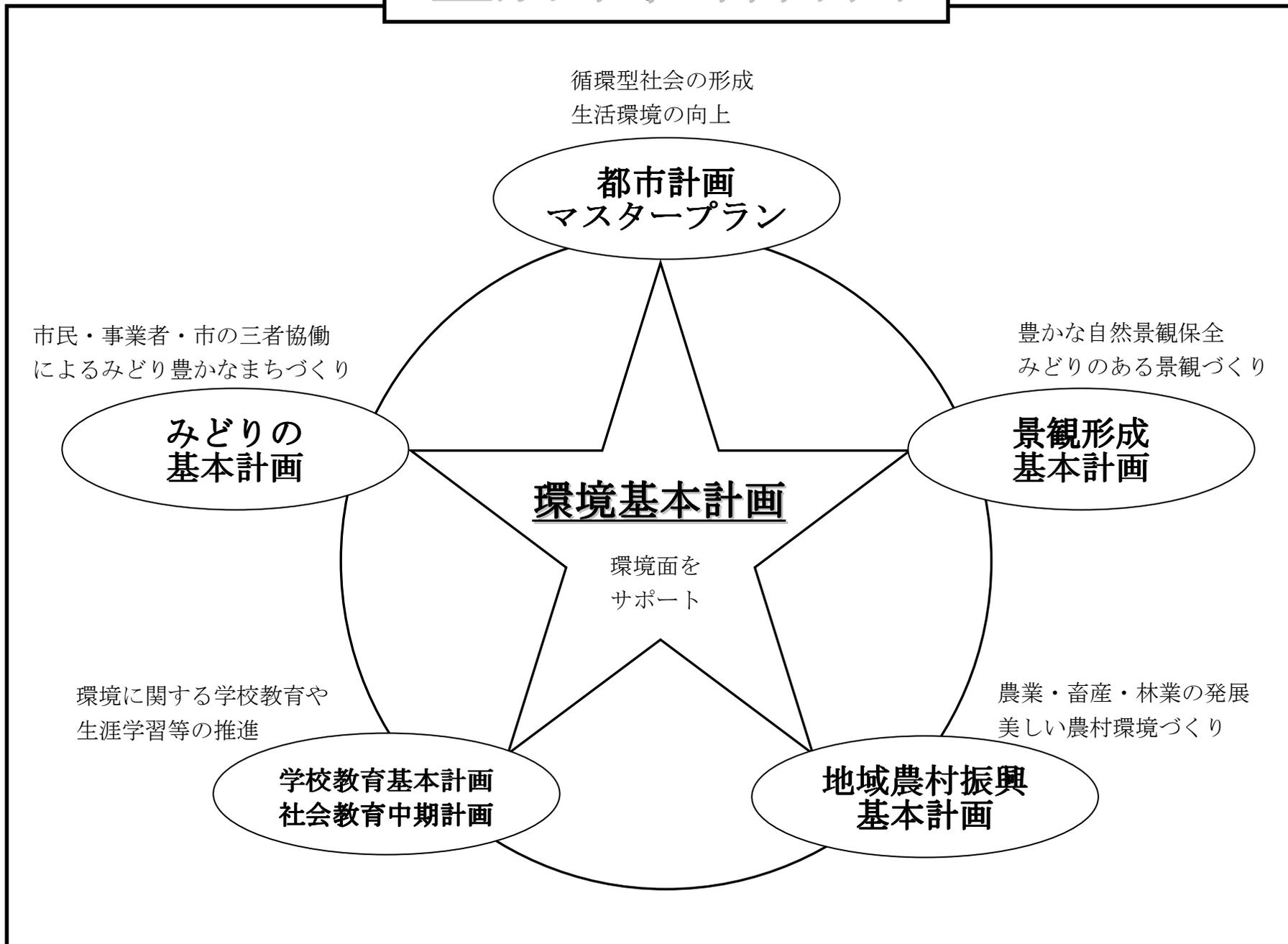
2. 関連業務の所管一覧

部	グループ	主な業務内容
総務部	契約 G (85-1184)	建設工事等の技術基準の調査研究
	企画 G (85-1122)	まちづくりに関する総合計画・調整、市民団体等の活動支援・情報提供
市民生活部	市民サービス G (85-1855)	市民活動や町内会活動、交通安全（違法駐車等）、空き地・空家対策
	環境対策 G (85-2958)	環境保全に関する総合調整、公害対策 ごみ・し尿の収集、清掃施設
観光経済部	商工労政 G (85-2171)	新エネルギー・省エネルギーの利活用・推進
	農林水産 G (85-2321)	保安林保護や治山、森林の管理、畜産の適正管理、鳥獣保護、漁場環境の保全、市民農園の運営管理
	観光室 (84-2018)	泉源の保全、国立公園の適正管理、天然記念物の保全、観光資源の美化
都市整備部	管理 G (85-3230)	国道・道道・高速道路及び海岸事業に関する調整
	土木 G (85-3260) 都市計画・公園 G (85-4115)	道路・橋りょうの設置・管理、河川の改修、除雪、災害復旧、排水路の維持管理、街路・公園・緑化の推進・維持管理 市街化区域などの指定、都市景観の形成
	建築住宅 G (85-4399)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書等の審査、開発行為の許可
	下水道 G (85-9052)	下水道施設の整備・維持管理、若山浄化センターの運転管理、水洗化補助
	水道 G (85-5501)	上水道施設の整備・維持管理、上水道事業の運営、簡易水道の運営管理、水源の保全
教育委員会	総務 G (88-1100)	教育施設の維持補修
	学校教育 G (88-1162)	小中学校における環境学習の推進
	社会教育 G (88-1129)	生涯学習における環境学習、ふおれすと鉱山の運営管理、文化財の保護

3. 環境関連相関図



登別市総合計画



4. 環境関連法一覧

化学物質に係る法律

- ・ 特定物質の審査及び製造らの規制に関する法律
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 消防法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 農薬取締法
- ・ 肥料取締法
- ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・ 火薬類取締法
- ・ 食品衛生法

公害関連の法律

- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 工業用水法
- ・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ・ 道路運送車両法
- ・ 電気事業法
- ・ ガス事業法
- ・ 鉱山保安法
- ・ 湖沼水質保全特別措置法
- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・ 下水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

エネルギーに関連した法律

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ エネルギー使用の合理化に関する法律
- ・ エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法

- ・ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

環境救済法

- ・ 公害紛争処置法
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律
- ・ 公害防止事業費事業者負担法

廃棄物・リサイクルに係る法律

- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法
- ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ・ 特定家庭用機器再商品化法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律

土地利用に関する法律

- ・ 土地基本法
- ・ 国土総合開発法
- ・ 都市計画法
- ・ 工場立地法
- ・ 大規模小売店舗立地法
- ・ 環境影響評価法
- ・ 景観法
- ・ 都市緑地法
- ・ 宅地建物取引業法
- ・ 野外広告物法
- ・ 温泉法

自然保護に関する法律

- ・ 自然環境保全法
- ・ 自然公園法
- ・ 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保全に関する法律

その他

- ・ 人の健康に係る公害犯罪に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達に推進等に関する法律
- ・ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

5. 登別市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の基本方針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条）

第3節 市が講じる自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等（第11条－第32条）

第4節 地球環境保全のための施策（第33条・第34条）

第3章 登別市環境保全審議会（第35条－第41条）

附則

【前文】

登別市は、豊かな海と四季の変化に富んだ自然環境に抱かれながら、多くの泉質と景勝地を有する温泉郷として栄えるとともに、水産業や酪農、畜産などの産業が生まれ、活力あふれるまちとして発展してきた。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済構造の中で利便性や豊かさを追求してきた私たちの生活様式や事業活動は、今日、廃棄物の増大や水質汚濁、大気汚染など様々な環境問題を引き起こし、地域環境への影響にとどまらず、生存基盤である地球全体の環境をも脅かしている。

私たちは、今こそ、これまでの価値観や生活様式を見直し、物の豊かさから心の豊かさへと意識の転換を図るとともに、先人たちの知恵と努力によって享受してきた恵み豊かな環境を後退させることなく、かけがえのない財産として守り育て、文化的で、潤い、安ら

ぎ、ゆとりなどのある調和のとれた地域社会を創造し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、登別市に集うすべての人々が環境への負荷の少ない自主的、積極的な行動によって、自然と共生する良好で快適な地域環境の実現を図り、ひいては地球環境の保全に資するため、ここに条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市（以下「社会の各主体」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（適用の範囲等）

第2条 この条例は、社会の各主体について適用するほか、前条の目的を達成するため、次に掲げる者についても、対象となる規定の範囲内において市民又は事業者に準じて適用する。

- (1) 市内を旅行する者
- (2) 市外に住所を有し、市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市外に住所を有し、市内に所在する学校に在学する者

2 市は、市内において事業活動を行う国及び北海道に対し、この条例の趣旨にのっとり、自主的かつ積極的な取組がなされるよ

う協力を求めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 野生動植物が主体となる自然環境及び人間が主体となる生活環境をいう。
- (2) 環境の保全上の支障 市民の権利義務に直接関わるような規制等の施策を講じる目安となる程度の環境の劣化が生じることをいう。
- (3) 環境問題 人為的な作用によって生じる、環境の保全上の支障を解決すべき事柄で、生命の生存に直接的又は間接的に関わる現象の総称をいう。
- (4) 環境の保全 大気、水、土壌などの環境の自然的な構成要素及びこれらにより構成されるシステムの保護及び整備を図ることによって、環境を良好な状態に保つことをいう。
- (5) 維持 適正に保全されている自然環境等を今後とも健全で恵み豊かな環境として持続していくことをいう。
- (6) 創造 生命の存続の基盤である環境が将来にわたって維持され、又は将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるよう創り出していくことをいう。
- (7) 市民 市内において生活基盤を構成する者で、消費行動の主体をいう。(市外に居住し、市内に土地、建物等を有する者を含む。)
- (8) 事業者 事業活動を行う主体をいう。
- (9) 市 行政行為の主体としての市をいう。
- (10) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (11) 排出物 日常生活又は事業活動に伴って排出される、排水、排気ガスその他の環境に影響を及ぼすもの(廃棄物を除く。)をいう。

(12) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(13) みどり資源 自然環境の構成要素である樹木、草花などの植物と、その生育環境である土壌、大気、水などが一体的に形成している空間で、生態系の構成に資するものをいう。

(14) 環境管理 環境の保全に関する方針や目標等を設定し、その達成に向けた取組をすることをいう。

(15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第4条 環境の保全等は、共有財産である生きとし生けるものすべての生存基盤である地球環境の恵沢を健全で恵み豊かなものとして、現在及び将来の世代が享受するとともに、市民一人一人が健康で、潤い、安らぎ、ゆとり等のある生活空間の中で市民の誇りと活力あふれた文化的、快適な環境を将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の共生により実現する環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、社会の各主

体がそれぞれの役割分担と責務のもとに、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

- 3 環境の保全等は、地球規模の環境保全を視野に入れた地域からの取組を基本として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活に伴う環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制並びに排出物による環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、日常生活に伴う環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化に努めるとともに、廃棄物の再資源化及び適正な処理に努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、地域社会の重要な構成員であるとの認識を持ち、自ら又は協働して、環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、排出物による環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら又は協働して、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の生産、製造、加工又は販売その他の事業活動において、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制並びにその事業活動に伴って発生する廃棄物の発生の抑制及び減量化に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、その適正な処理が図られるよう努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その

事業活動に係る製品その他の物が消費され、又は廃棄される段階における環境への負荷を低減するよう、自ら又は地域社会と協働して、再使用が可能な容器包装の使用、再商品化及び過剰使用の抑制に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全等に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、地域内の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、推進する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、自らの事務及び事業（以下「事務事業」という。）に関し、率先して環境への負荷を低減することにより、環境の保全上の支障の防止に努めるとともに、市民及び事業者が行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、必要な情報の提供その他の措置を講じるよう努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策の実施状況等を作成し、公表するものとする。

第2章 自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護並びに生活環境及び自然環境の適正な保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保及び野生生物の種を保存し、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全し、維持し、又は創造するとともに、自然環境に配慮した道路その他公共施設等の整備に努めること。
- (3) 地域において、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさを感じられる生活空間の実現を図るため、自然的社会的な条件を活かした環境の保全等に努めるとともに、身近な自然との触れ合いづくり、自然と調和のある景観の形成、歴史的文化的な環境の形成等を推進すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境の保全に配慮した社会構造の実現を図るため、広域的な地域との連携をも視野に入れた廃棄物の発生の抑制、循環的な有効利用及び適正処理を促進するとともに、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制、自然エネルギーの有効利用、排出物による環境への負荷の低減等を推進すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する中長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に

推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見が反映できるよう必要な措置を講じるとともに、登別市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講じる自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等
(環境への配慮等)

第11条 市は、環境の保全等を図る見地から、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施する場合は、基本理念にのっとり、環境への負荷が低減されるよう配慮するものとする。

2 市は、市が行う事務事業の実施に当たっては、自らが率先して環境に配慮し、将来にわたる環境の保全等に取り組むための指針を定め、その実行に努めるものとする。
(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業が環境の保全等に適正に配慮することができるよう、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、既に行われた事業のうち、環境に著しい影響を生じていると認められるものについては、その事業を行った者が、その事業に係る環境への影響について、自ら調査及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全等に配慮することができるよう、必要な措置を講じるものとする。

(規制等の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為その他の環境の保全上の支障を生じ、又は及ぼすおそれがあると認められる行為に関し、必要な規制の措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ、助言、指導等の措置を講じるよう努めるとともに、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは市民又は事業者に対し、適正かつ公平な一定の役割又は応分の負担若しくは役務を求める措置を講じるものとする。

(助成の措置等)

第14条 市は、市民及び事業者自らが環境への負荷の低減に必要な取組をし、又は施設の整備その他の環境の保全等に関する適切な措置を講じるよう誘導するとともに、必要に応じて助言、環境の保全等に関する情報の提供、助成その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(良好な環境の保全に関する施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業の推進に必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(廃棄物の循環的な有効利用の推進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の循環的な有効利用並びに発生の抑制、減量化及び適正な処理を推進するとともに、資源及びエネルギーの消費の抑制、エネルギーの有効な利用並びに排出物の低減が促進さ

れるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の整備、維持管理その他の事務事業の実施に当たっては、廃棄物の循環的な有効利用並びに発生の抑制、減量化及び適正な処理を推進するとともに、資源及びエネルギーの消費の抑制、エネルギーの有効な利用並びに排出物の低減に努めるものとする。

(野生生物の保護管理)

第17条 市は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、すぐれた自然環境及び特に保全することが必要と認められる身近な自然環境について、その生息空間及び生育環境の保全に配慮するとともに、在来野生生物及び希少な野生生物の保護に努めるものとする。

(みどり資源の保全等)

第18条 市は、人と自然が共生できる基盤として、生態系を尊重したみどり資源の保全、維持及び創造を図るため、森林、農地その他の緑地が有する機能の保全及び維持並びに連続性のある緑空間の創造に努めるとともに、緑化の推進、河川空間の整備、農地の適正な管理の推進その他の必要な措置を講じるものとする。

(水資源の保全等)

第19条 市は、河川、湖沼、湿原、海域等における良好で健全な水環境の保全に努めるとともに、水道水源その他の水資源の安全性の確保に必要な措置を講じるものとする。

2 市は、良好な温泉資源の保全及び維持を図るため、必要な措置を講じるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、水循環の構成要素である大気、森林、土壌等の保全に必要な措置を講じるものとする。

(ゆとりある生活空間づくり等)

第20条 市は、地域内の自然的社会的な条件下において、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な生活空間の

保全、維持及び創造を図るため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、市街地における緑化及び環境の美化の推進、自然環境と調和した良好な景観の形成、歴史的文化的な生活環境の形成その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第21条 市は、市民及び事業者が共通の認識の下に、環境の保全等に関する積極的な取組を行うことができるよう、環境の保全等に関する学習(以下「環境学習」という。)を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第22条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、環境学習の推進及び民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(調査の実施)

第24条 市は、環境の状況の把握に努めるとともに、環境の保全等の施策に必要な調査を実施するものとする。

(試験研究の実施等)

第25条 市は、環境の保全等に資するため、北海道、事業者等と協力して、試験研究の実施その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第26条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、環境の保全等に必要な監視体制等の整備に努めるものとする。

(協定の締結)

第27条 市長は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、登別市環境保全審議会

の意見を聴き、当該事業者との間で環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(推進体制の整備)

第28条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ体系的に推進するため、関係機関相互の密接な連携と施策の調整を図るための体制の整備を講じるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する取組を市民、事業者、民間団体等と協力して推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境管理の促進等)

第29条 市は、事業者がその事業活動を行うに当たって、環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な措置に努めるものとする。

2 市は、自らが行う事務事業の実施に当たり、その事務事業の実施が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理の推進に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第30条 市は、環境の保全等に関する施策について、市民、事業者、民間団体等の意見が反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第31条 市は、環境の保全等に関する施策について、国及び北海道と協力するとともに、他の市町村等と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第32条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第4節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第33条 市は、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう、行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、市民及び事業者による自主的かつ積極的な行動の促進を図るもの

とする。

(地球環境保全のための国際協力)

第34条 市は、国、北海道、民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 登別市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第35条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、登別市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する基本的事項
- (2) 公害の防止に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第36条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者、市民、事業者、民間団体等の中から、市長が委嘱する。

4 市長は、前項に規定する委嘱に当たり、公募による者を含めるものとする。

(委員等の任期)

第37条 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第38条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第40条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員の中から、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、付託事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

7 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第41条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

6. 用語解説（初出の頁のみを記載）

※1 地球温暖化 （2頁）

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。近年では「温暖化」という表現では比較的やさしい印象を受けてしまうため、より危機感を強調するため「地球高温化」と言い換える自治体も現れている。温暖化問題により、地球規模で海面の上昇や異常気象、生態系への影響等が懸念されている。

※2 酸性雨 （2頁）

大気汚染により降る酸性（厳密には pH5.6 以下）の雨。化石燃料の燃焼等により発生する硫酸化物や窒素酸化物、塩化水素といった物質が原因とされる。様々な動植物に多大な影響を及ぼし、たとえばドイツの森林「シュヴァルツヴァルト」は、酸性雨により森の 57% が立ち枯れした。

※3 砂漠化 （2頁）

植生に覆われた土地が不毛地になっていく現象。気候の変化による砂漠化もあるが、今日問題となっている砂漠化の多くは、人類の活動が原因となる人為的な行為によって引き起こされたものである。南アメリカやオセアニア等の焼畑農業や北朝鮮の主体農法による砂漠化のように、砂漠化の原因は農業活動に由来するものが多い。

※4 気候変動枠組条約 （2頁）

地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。平成 6（1994）年に発効された。次の項目に示す温室効果ガスの、大気中の濃度を安定させ、現在及び将来の気候を保護することを目的とする。平成 9（1997）年に第 3 回気候変動枠組条約締結国会議が京都で開催され、温室効果ガスの削減目標を定める、「京都議定書」が採択された。

※5 温室効果ガス （2頁）

地表から放出された赤外線の一部を吸収することにより、熱エネルギーが大気圏より内側に滞留して気温が上昇する「温室効果」をもたらす気体の総称。二酸化炭素やメタン等が該当し、その中でも二酸化炭素の影響量がもっとも大きいと見積もられている。

※6 戦後の高度経済成長期 （2頁）

日本の高度経済成長期は昭和 29（1954）年から昭和 48（1973）年までの 11 年間である。この時期の日本では、国民が環境よりも経済成長を優先したため、全国的に公害病が発生し、次の「公害対策基本法」の制定につながった。

※7 **公害対策基本法** （2頁）

前項の高度経済成長期に発生した一連の公害を受け、公害対策として昭和42（1967）年に制定された基本法。この法律で公害とされていたものは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つである。この法律により産業公害問題は徐々に沈静化していったため、次の環境基本法に統合・廃止された。

※8 **環境基本法** （2頁）

公害対策基本法が産業・企業公害を対策した法律であったのに対して、環境保全について基本理念を定め施策の基本的な項目を示した基本法。環境への負荷、地球環境保全、公害について定義し、それらに対する国・地方公共団体・事業者・国民の各主体の責務が規定されている。

※9 **登別市公害対策審議会条例** （3頁）

公害対策基本法に基づき、公害対策を推進するために制定された条例。その後より包括的な公害対策を行うために次の「登別市公害防止条例」が制定され、その条文中で登別市公害対策審議会条例は廃止された。

※10 **登別市公害防止条例** （3頁）

公害を防止するための登別市の施策の基本を定めた条例。公害対策により、現在及び将来の市民のために健全かつ良好な環境を確保することを基本理念している。

※11 **登別市環境基本条例** （3頁）

環境の保全のためには公害対策だけでは不十分であり、より総合的・抜本的に登別市の豊かな自然を保全するために制定された条例。公害防止条例は市が行う施策の方向性を示すものであったが、本条例は市民・事業者・市の責務等が規定されている。

※12 **循環型社会** （5頁）

「生産 → 消費 → 廃棄 → 再利用 → 生産 → …」といったように、社会に必要な様々な天然資源やエネルギーの循環を可能にし、再利用の度合いをより高めていこうとする概念。リサイクルや省資源・省エネルギー等はこの概念の一部と言える。

※13 **登別市総合計画** （5頁）

「人が輝きまちがときめくふれあい交流都市のぼりべつ」を目指した、登別市のまちづくりに対する総合的な計画。平成8（1996）年策定。恵まれた自然環境と豊富な温泉資源により全国的にも有名な観光地のぼりべつのまちづくりを、市と市民が一体となって、議論していくことを基本方針としている。

※14 **リサイクル** （7頁）

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。リサイクルと聞くとペットボトルや空き缶等の再資源化がイメージされるが、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収・利用することもリサイクルである。登別市では、一般的な資源回収によるリサイクルのほかに、焼却施設クリンクルセンターにおける焼却での余熱を、高速たい肥化施設や新市民プールらくあ等に利用している。

※15 **日本の重要湿地 500** （9頁）

環境省が専門家の意見を参考に選定した重要湿地。日本の湿地は人為的な影響による減少や環境の変化が進行している。湿地は多様な動植物が生息して独特な生態系を形成し、水質浄化の面でも重要な機能を有しているため、適切に保全することが必要である。

※16 **室蘭圏都市計画特別緑地保全地区** （9頁）

この決定により、キウシト湿原で一定の行為を行う際、登別市長の許可が必要となった。このことから、キウシト湿原の保全の推進体制が強化されたと言える。

※17 **登別市みどりの基本計画** （11頁）

市民・事業者・市が一体となってみどり豊かなまちづくりを進めるために策定された計画。登別市の実情を考慮し、みどりの保全と創出、みどり全般についての将来あるべき姿、それを実現するための具体的な施策を検討するための計画である。

※18 **黒松** （12頁）

海岸に自生する松。汚染や塩害に強いため、街路樹や防潮林に使われる。

※19 **循環型社会形成推進基本法** （14頁）

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組として、平成12（2000）年に制定された。平成12年以前から、廃棄物の発生量の膨大や不法投棄の増加といった問題があげられていたが、本基本法が整備されたことにより、はじめて廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されたと言える。

※20 **登別市ごみ減量のための行動指針** （14頁）

市民・事業者・市が一体となり、今まで「ごみ」としていたものを、「資源」として再利用することにより、ごみの減量を図るための具体的な行動を示した指針。ごみ発生の抑制、ごみの分別排出、リサイクルについて、各主体の行動に対する具体的なチェック項目を示しているほか、重点的な減量対象品目をあげている。

※21 登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例 (14頁)

再利用を促進、廃棄物の排出を抑制することにより、循環型社会の形成、清潔な生活環境の保全を目指し制定された条例。市民・事業者・市の責務と役割を明確に示し、三者協働による取組みの方向を示している。

※22 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (15頁)

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。本法律では廃棄物の処理を業とするのに市町村長や都道府県知事の許可を必要としているが、リサイクルするための廃品を取り扱う際にも許可が必要なため、循環型社会の形成の妨げになっているという指摘もある。

※23 特定家庭用機器再商品化法 (16頁)

家庭用電化製品のリサイクルを行い、廃棄物を減らし資源の有効利用を推進するための法律で、一般に家電リサイクル法と呼ばれる。対象製品はエアコン、テレビ（液晶テレビ、プラズマテレビを含む）、電気冷凍庫及び電気冷蔵庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機の4品目。現状、パソコンや自動車では新品の販売価格にリサイクル料金が上乗せされて販売されているが、本法律では廃棄する際にリサイクル券を購入する後払い方式であるため、不法投棄問題の一因となっていると言われている。

※24 登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例 (16頁)

市民・事業者・市が一体となってごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄等を防止することにより、環境保全、美観の保持、生活環境の保全を目指す条例。

※25 ごみステーションネット化 (18頁)

平成10(1998)年度から登別市では、ごみステーションをネット化するため、ごみネット購入費の一部を補助してきた。ごみステーションネット化の普及により、ごみの飛散や鳥獣によるごみの散乱等が防止でき、美観や衛生の保全につながる。

※26 生ごみたい肥化容器購入費補助 (18頁)

平成3(1991)年度から登別市では、生ごみたい肥化容器を購入する市民へ補助を行った。一般家庭から出る可燃ごみの約4割を生ごみが占めていることから、ごみの減量化を図るために平成18(2006)年度まで行ってきた。

※27 新エネルギーの賦存量 (20頁)

理論的に算出する潜在的な資源量。たとえば太陽エネルギーの賦存量は、登別市に照射される太陽光を全てエネルギーとした場合の数値となる。

※28 事業化フイージビリティスタディ調査 (20 頁)

フイージビリティスタディとは費用対効果調査。つまり新エネルギーの導入を事業として行った場合の、費用対効果について調査するということ。

※29 バイオマスエネルギー (20 頁)

生物体（バイオマス）の持つエネルギー。バイオマスエネルギーを利用した燃料の例として、トウモロコシやサトウキビといった安価な穀物をアルコール発酵させたバイオマスエタノールがあげられる。これらの燃料を燃焼する際にも二酸化炭素は発生するが、その原料となる植物が生育する中で取り込んだ二酸化炭素を排出しているだけなので、理論的には二酸化炭素の排出量は 0 と言える。しかし穀物等を原料にしているため、これらが普及すると、穀物等の値段が高騰する可能性も懸念されている。

※30 温度差エネルギー (20 頁)

温度差による熱移動を利用したエネルギー。たとえば河川の水や海水の温度は、夏は外気温より低く冬は高いため、冷暖房等に利用できると考えられている。

※31 地球温暖化対策の推進に関する法律 (21 頁)

温室効果ガス排出量の 6 %削減を約束した京都議定書を受けて平成 10 (1998) 年、地球温暖化対策に関する基本方針として制定された法律。しかし制定後も日本では温室効果ガス排出量は徐々に増加していたため、何度か同法の改正が行われた。なお、平成 21 (2009) 年に行われた改正後では、京都議定書の目標達成のための「地方公共団体実行計画」の策定に関しては、第 20 条の 3 によって示されている。

※32 フロン (23 頁)

冷蔵庫の冷媒として開発され、科学的、熱的に極めて安定であるため、「夢の化学物質」ともてはやされたが、次の「オゾン層破壊の問題」の原因物質とされ、製造及び輸入禁止となった。なおオゾン層を破壊しにくい代替フロンも開発されたが、近年これらも温室効果ガスとして問題となり、京都議定書により規制が行われている。

※33 オゾン層破壊の問題 (23 頁)

太陽から有害な紫外線の多くを吸収し地上の生態系を守っているオゾン層が、前項のフロンにより破壊され、世界的にオゾン濃度が減少した問題。ただし現在では、フロンの全世界的な使用規制が功を奏したのか、近年ようやくオゾン層の回復が確認され、本問題はほぼ解決したと言える。しかし当時の急激な破壊進行速度を考えると、今後もフロンの規制を徹底し、再発防止に努めていく必要がある。

※34 **ウィーン条約** （23頁）

ウィーン条約と呼ばれるものはいくつもあるが、ここではオゾン層保護のための国際的な対策の枠組みを定めた「オゾン層保護のためのウィーン条約」を指す。

※35 **モントリオール議定書** （23頁）

前項のウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊するおそれのある物質を指定し、これらの物質の製造、消費及び貿易を規制することを目的として採択された議定書。平成11（1999）年までに4回改正され、段階的に規制が強化されてきた。なお前述の代替フロンも、先進国では平成32（2020）年までに全廃することとしている。

※36 **特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律** （23頁）

前項までのウィーン条約やモントリオール議定書を国内で適切に施行することを目的として制定。特定物質の製造に関する規定が示されている。

※37 **自動車リサイクル法** （23頁）

平成14（2002）年に制定され、正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。廃車から出る資源をリサイクルして有効活用するための法律で、自動車メーカーのリサイクルへの責任や、リサイクル費用の支払い等について明記されている。

※38 **硫黄酸化物** （23頁）

大気汚染や酸性雨等の原因となる物質で、その化学式からSO_x（ソックス）と呼ばれる。今日では、産業成長が著しい中国で発生した硫黄酸化物が日本に運ばれてきており、日本で観測される硫黄酸化物の約5割が中国起源という調査結果も出ている。

※39 **窒素酸化物** （23頁）

光化学スモッグや酸性雨等の原因となる物質で、その化学式からNO_x（ノックス）と呼ばれる。窒素酸化物の中でも亜酸化窒素（一酸化二窒素）は、二酸化炭素の約300倍の温暖化効果があり、また、最大のオゾン層破壊物質であるといわれている。

※40 **低排出ガス車認定制度** （23頁）

自動車排気ガスからの有害物質の排出が、最新規定値よりどのくらい削減されているか示すための制度。自動車が国土交通省による低排出ガス車認定制度の認定を受けると、認定されたこと示すステッカーがリアウィンドウに貼られる。この認定を受けた自動車は、排出ガスのレベルに応じて、自動車税や自動車取得税を払う際に特例措置（軽減）の対象となる。平成21（2009）年度からのエコカー減税もこれに該当する。

※41 **ダイオキシン類** (24頁)

廃棄物の焼却等から排出される、毒性、発がん性をもった化学物質。ベトナム戦争で使用された枯葉剤に含まれていた歴史もある。「史上最強の猛毒」と表現される場合もあるが、実際はダイオキシン類の曝露事故での死亡例はほとんど確認できない。しかしダイオキシン類は土壌や底質に蓄積され、自然環境や水産に影響を与えるおそれがあるため、決して安全な物質とは言えず今後も規制や調査を徹底していく必要がある。

※42 **ダイオキシン類対策特別措置法** (24頁)

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要の規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律。

※43 **水質汚濁防止法** (27頁)

公共用水域の水質汚濁防止に関する法律。本法律が制定される以前は、水質保全と工場排水規制を個別な法律に基づき行っていたが、本法律の制定により、水質保全と工場排水規制を一体化でき、排水規制の全般的な強化につながった。

※44 **水質汚濁に係る環境基準について** (27頁)

次のBODの値等に基準値を設定し、川のきれいさにより、AA, A, B, C, D, E 類型河川に分類する環境基準を示したもの。

※45 **BOD** (29頁)

生物化学的酸素要求量の略称であり、もっとも一般的な水質指標。水中の有機物等の量を、その酸素分解のために微生物が必要とする酸素の量を示したもので、特定の物質を示すものではない。一般に、BODの値が高いほど、その水質は悪いといえる。

※46 **環境家計簿** (31頁)

一般家庭の通常の日常生活で、地球環境にどの程度の負荷を与えているか計るため、それぞれの家庭でのエネルギー消費を二酸化炭素排出量に換算して計算する方法。

※47 **文化財保護法** (34頁)

文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的とした法律。法隆寺金堂の火災を受けて昭和25(1950)年に制定されたが、建造物等だけではなく、植物天然記念物の保全も目的としており、登別原始林はこれに当たる。

※48 **北海道自然環境等保全条例** （34頁）

北海道の自然環境の保全を道政の基調として貫き、無秩序な開発を防止して、安全で緑豊かな生活環境を作り上げるため、昭和48（1973）年に制定された条例。本条例に基づき、道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹林を指定し、これらの保全に関する施策の基本的な事項を示している。

※49 **かおり風景100選** （34頁）

平成13（2001）年に環境省が、日本各地の自然や生活、文化に根ざした香りのある地域を全国から募集し、そこから100件を選定したもの。その中で、硫黄の香りとして「登別地獄谷の湯けむり」が指定されている。

※50 **水資源のかん養** （35頁）

森林の水源かん養機能として、以下の3つがあげられる。

- ・ 洪水緩和機能：洪水の最大流量を減少させ、下流での氾濫を防止
- ・ 水資源貯留機能：洪水時に海に流出する水量を抑え、水資源を貯留
- ・ 水質浄化機能：森林土壌のろ過作用等により、浸透する地下水の水質向上

※51 **魚道** （36頁）

川に生息する魚類の中には、サケのように一生の間に川の上流と下流・海を行き来する種がある。しかし川にダムや堰（せき）等の障害物が設置された場合には、魚の遡上（さかのぼり）が妨げられるため、その川から絶滅することも多い。その対策として、魚の遡行を妨げられる箇所、遡行を助けるために設置される工作物を「魚道」と呼ぶ。

※52 **在来植生** （37頁）

その土地に従来生育している固有の植物の集団。次の帰化植物の進出により、その生態系が危ぶまれることも多い。

※53 **帰化植物** （37頁）

他地域から人為的に持ち込まれ、野外で勝手に生育するようになった植物のこと。在来植生への影響の例としてセイタカアワダチソウがある。この帰化植物は根から周囲の植物の成長を抑制する化学物質を分泌し、昭和40年代には、その土地に生息していたススキ等の植物を駆逐した歴史を持つ。現在でこそセイタカアワダチソウの影響力は小さくなっているものの、このような帰化植物が在来植生の生育・生息を脅かしている例は決して少なくない。また、スギやヒノキに次ぐ花粉症の原因であるブタクサのように、直接人間生活に悪影響を及ぼす帰化植物も多い。

※54 登別市都市計画マスタープラン (38頁)

消費と拡大を前提としたまちづくりを改め、自然との共生や循環型社会を基本としたコンパクトで暮らしやすいまちづくりを行うため、前述の登別市総合計画等を踏まえて、市民と行政が協力し合いながらおおむね20年後のまちの将来像と、その実現のためのまちづくりの方針を示したもの。平成14(2002)年度に策定。

※55 登別市景観形成基本計画 (41頁)

市と市民が登別市の景観形成目標像を共有し、協働しながら景観形成を総合的・計画的に進めていく基本的な考え方をまとめたもの。前述の都市計画マスタープラン、みどりの基本計画とともに、「登別市総合計画」で示されるまちづくりの構想を、各方面から効果的に進行させるための指針となっている。平成14(2002)年度に策定。

※56 北海道ペット条例 (42頁)

動物の愛護及び管理に関して必要事項を定めた条例で、正式名称は「北海道動物愛護及び管理に関する条例」。動物の健康や安全の保持はもちろんのこと、動物の取扱いによる人への被害の防止を目的としている。平成13(2001)年制定。

※57 騒音規制法 (43頁)

昭和43(1968)年に制定された、騒音規制に関する法律。事業活動や建設工事に伴う騒音に対して必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

※58 振動規制法 (43頁)

事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康に資することを目的として、昭和51(1976)年に制定された法律。

※59 悪臭防止法 (43頁)

事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、悪臭防止対策を推進し、生活環境の保全、国民の健康に資することを目的とした法律。昭和46(1971)年制定。

※60 一般廃棄物処理計画 (45頁)

前述の廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村に作成を義務付けられた、一般廃棄物の処理に関する計画のこと。登別市でも平成7(1995)年に、「登別市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

※61 石油ショック (46頁)

昭和48(1973)年、昭和54(1979)年の2度にわたって起きた、原油のひっ迫及び価格高騰、それに伴う経済混乱。オイルショック、石油危機とも呼ばれる。日本では深夜放送の自粛、ネオンサインの早い時間の消灯、ガソリンスタンドの日曜休業等の措置により対応した。石油ショックは多大な経済被害をもたらしたが、結果として、省エネルギーの重要性が浸透し、省エネルギーの技術研究・開発が進むこととなった。

※62 グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針 (46頁)

グリーン購入法とは、行政機関のような公的機関が率先して再生品等の調達を推進し、環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を目指す法律で、正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。この法律の第10条1項では、市町村が環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成に努めるよう記載されている。

※63 環境ラベリング製品 (46頁)

環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取組みに環境ラベルを添付する制度を環境ラベリング制度と称しているが、この制度によって環境ラベルが貼られた製品を環境ラベリング製品と呼ぶ。環境ラベルの有名な例として、エコマークがあげられる。

※64 環境税 (47頁)

課税による経済的手法による環境問題対策。欧州のいくつかの国で行われている、化石燃料への課税が一般的に知られている。日本でも2011(平成23)年度で「地球温暖化対策税」の導入が閣議決定された。

※65 コ・ジェネレーションシステム (47頁)

燃料を燃焼させて動力等を取りだしている機械等で、排熱等を利用してさらに動力等を取りだし、総合的にエネルギー効率を向上させるシステムのこと。たとえば、エンジンの冷却水で水道水を加熱し給湯するシステムがあげられる。また、コ・ジェネレーションを発展させたトリジェネレーションシステムが近年導入されつつあり、こちらは排熱等だけではなく、発生する二酸化炭素も温室栽培等に有効活用するものである。

※66 燃料電池 (47頁)

電気化学反応によって電力を取り出す装置のことだが、一般的には、酸素と水素の化学反応による発電と知られている。現在では、家庭用燃料電池も販売されており、そのエネルギー効率は8割を超え(火力発電や原子力発電の効率の約2倍)、二酸化炭素の放出は極めて少ないが、導入費用が高いという欠点もある。

※67 日射エネルギーと放出エネルギーのバランス (48頁)

日射エネルギーとは、太陽から地球に届くエネルギーのこと。日射エネルギーは地表で吸収されるが、その全てが吸収されるわけではない。地表で吸収されなかった日射エネルギーは、一部が大気に吸収され、残りが宇宙に放出される。言い換えるなら、宇宙へ逃げようとするエネルギーの一部が大気が吸収するわけであり、これを温室の機能に見立てて「温室効果」と称している。そして、温室効果の高い気体を「温室効果ガス」と呼んでいる。地表や大気で吸収される日射エネルギーは7割と言われ、この吸収されるエネルギーによって地球の温度は保たれている。逆説的に言えば、地球から放出される日射エネルギーは3割であり、これを放出エネルギーと呼ぶ。よって放出エネルギーの割合が3割を上回れば地球の温度は減少し、3割を下回れば地球の温度は上昇することとなる。今日、温室効果ガスである二酸化炭素の濃度が上昇しているため、大気で吸収するエネルギーが上昇し、放出エネルギーの割合が3割を下回ることとなり、地球の温度が上昇していると考えられている。これが地球温暖化問題のメカニズムである。

※68 低公害車 (49頁)

窒素酸化物や二酸化炭素といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。一般的にエコカーと呼ばれる。

※69 低燃費車 (49頁)

少ない燃料でより多くの距離を走る自動車。いわゆる、燃費のいい自動車のこと。

※70 アイドリングストップ (49頁)

自動車におけるアイドリングとは、停車時等にエンジンをつけたままにすることを指す。すなわちアイドリングストップとは、停車時等にエンジンを切ることである。理想的に行えば10~20%程度燃費を向上させると言われているが、アイドリングストップ後の発進の遅れによって後続車の燃費を悪化させたり、過度なアイドリングストップによってバッテリー等が消耗することもあるため、あくまで適切に行うことが重要である。

※71 四日市ぜんそく (50頁)

水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病とともに、被害の大きかった公害として、四大公害病と呼ばれている。三重県四日市市のコンビナートから発生した大気汚染による集団ぜんそく障害で、四大公害病の中では唯一の大気汚染を原因とした公害被害である。症状がひどい場合は呼吸困難で死に至ることもあり、症状の重さから自殺者が出るほどであった。四日市コンビナートが建設されてから悪臭等の苦情が殺到したにも関わらず、コンビナートの拡大による経済発展を優先したため、対策が遅れ被害が拡大した。

※72 光化学スモッグ (50頁)

工場や自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物や揮発性有機物が、日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応を起こし、それにより生成する有害な物質がスモッグ状になることがある。このスモッグを光化学スモッグと呼ぶ。光化学スモッグは人の健康に影響し、目をチカチカさせたり喉を傷めたり、重度になると呼吸障害や意識障害を引き起こすこともある。そのため法律で、環境基準や注意報を発する基準値を設定している。

※73 クリプトスポリジウム (52頁)

人の腸に寄生し下痢等を引き起こす原生動物。治療法はないものの一般的には1~2週間で自然治癒する。しかしながら免疫不全患者では数カ月で死に至ることもある。

※74 アメーバ赤痢 (52頁)

赤痢アメーバによる消化器伝染病。発症しても軽症ではあるが、赤痢アメーバによる感染症はアメーバ赤痢だけではなく、赤痢アメーバが起こす感染症全ての死者数は、世界で毎年10万人以上といわれ、マラリアの次に多いとされている。また、日本でもアメーバ赤痢の患者数は年々増加傾向にある。

※75 環境ホルモン (53頁)

内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質であり、正式名称は「外因性内分泌攪乱化学物質」。環境ホルモンの可能性があるとされた物質は多く存在するが、研究が進んだ現在はそのほとんどが、通常想定される濃度において無害あるいは内分泌かく乱作用はないとされている。

※76 シックハウス症候群 (53頁)

新築の住居等で起きる、めまいや頭痛、呼吸器疾患といった症状の総称。シックは英語の「sick (病んでいる)」からきており、「住居の空気が病んでいるために起きる健康障害」という意味合いを持つ。建材や家具等から拡散する有害な化学物質による住居の空気汚染が原因であることも多いが、カビや微生物、日常生活で使われる殺虫剤や香料といったものが原因となることもある。そのため室内の換気がもっとも単純で効果的な対策であるが、エアコンの普及により室内の換気を十分に行わない家庭が増えている。